議案第 五

総会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正について

地方自治法(昭知二十二年法律第二十七号)第九十六条第 次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、 項の規定により、 本窓会の義決

を求める。

昭和四十九年三月十一日

三朝町長

松

成

昭和四拾九年卷月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年三朝町条例第十九号)

部を次のように改正する。

「七万四千五百円 「八万四千五百円

五万七千 円 を 大万五千 円に改める。

四万九千五百円」 五万六千五百円」

第二条中「当月分」を「当日分」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 を支給する。 副競長及び難 で常動のものの例により、

施行期日等)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後

弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)

第一条の規定は、昭和四十八年十月一日から適用する。

報酬等の内払)

八年十月一日から 改正前の議会の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、 この条例の施行の日の前日までの間に、巖長、副巖長及び鬷員に 昭和四十

支払われた報酬及び期末手当は、 改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払